

部落差別という「本音」——直視すべきなのは誰か？

静岡大学人文社会科学部教授 山本 崇記

2016年施行の部落差別の解消の推進に関する法律は「現在もなお部落差別が存在する」としました。国連人種差別撤廃委員会勧告(2018年)、WEB上での部落差別情報の削除に関する法務省通知(2018年)等が続き、法施行の背景ともなった「全国部落調査復刻版出版事件」の高裁判決(2023年)も出されました。いずれも部落差別の規制強化を求めています。部落差別はネット上を中心に悪化してきていると言えるでしょう。

全国的には、同和行政を廃止した地域、前例を踏襲するだけの地域、ネット上の有害情報のモニタリングを始める地域、当事者と周辺住民の地道な交流に取り組む地



域など、様々です。部落差別の規制強化が必要である一方、具体的な交流や効果的な啓発もまた重要です。規制を強化するだけではますます部落問題は府民の手には届きにくいものになってしまいうでしょう。京都府下36か所には、社会福祉法に規定された地域福祉施設「隣保館」が存在し、部落差別の解消をはじめ、多様な人権課題に取り組みできました。規制強化と交流促進を両立する最前線の拠点ですが、府民の皆さんはどれほどその存在をご存知でしょうか。

2022年に、京都出身の青年が『私のはなし、部落のはなし』(満若勇咲監督、東風)というドキュメンタリー映画を制作し、キネマ旬報文化映画作品賞を獲得する

など、話題となりました。表向きは交流していても腹の底では部落への差別感情を取り払うことができない高齢女性の結婚観、同和行政のやり方に根強い不満を感じ部落の所在地を暴き続ける中年男性の憎悪など、差別する側の「本音」を生々しく描いています。

このような「本音」は私たちの身近に、ときには私たちの中にこそ存在しているのではないのでしょうか。それらと向き合うべきなのは一体誰なのか。差別的な日常に向き合わざるを得ない被差別部落の人たち(マイノリティ)ではなく、スルーできる／している圧倒的多数(マジョリティ)の府民の姿勢こそ鍵です。このような自他の中にある「本音」と向き合う機会をとらまえ、前述した法、判決、施設をより有効に活用していけるかが部落問題の解決にとって重要だと思っております。